

# 北海道科学大学共同研究取扱規程

## (目的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学及び北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）と学外機関との共同研究の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において、「共同研究」とは、本学の教員が学外機関の研究者と共通の課題について共同又は分担して行う研究であり、共同研究契約（以下「契約」という。）を学長が締結するものをいう。

## (契約の手続)

**第3条** 本学の教員が、学外機関との共同研究を提案する場合、学外機関から参加要請された場合、又は学外機関提案の計画に参加を希望する場合には、共同研究申請書（様式1）、研究計画書及び契約書案等の必要書類を所属する学部長及び学科・部門長もしくは全学共通教育部長を通じて研究推進・地域連携センター長（以下「センター長」という。）に提出し、研究推進・地域連携センターの審査を受けるものとする。

2 センター長は、審査報告書に関係書類を添えて学長に提出するものとする。

3 学長は、予算措置を必要とするものについては大学改革推進室長の意見を徴し、契約の可否を決定し、法人理事長の承認を得るものとする。

## (審査の基準)

**第4条** 共同研究は、本学の学術研究上有意義であり、かつ、共同研究に従事する教員の校務遂行上、支障がないと認められた場合に限るものとする。

## (契約書案)

**第5条** 契約書案には、次の事項を含めるものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的及び内容
- (3) 研究に参加する研究者名
- (4) 研究期間
- (5) 研究場所
- (6) 研究に要する経費の負担
- (7) 研究終了時及び中断又は中止した場合における資産の処理
- (8) 研究成果の公表及び知的所有権の帰属等に関する事項
- (9) その他研究を実施する上で必要と認めた事項

## (契約管理者)

**第6条** 契約に基づく共同研究の実施並びに契約満了までの本学における業務全般の管理は、セ

ンター長がこれにあたる。

(実施組織)

**第7条** 共同研究の実施組織には、組織の代表者（以下「研究代表者」という。）及び本学における総括者（以下「研究総括者」という。）を置くものとする。

2 前項に定める研究代表者は、研究実施全般に関し責任を持つものとし、研究総括者は、本学における実施組織の代表者となり、本学における研究の実施並びに施設設備の利用に関する運用及び安全管理に責任を持つものとする。

(経費負担)

**第8条** 施設設備を共同研究に利用する場合の維持管理に必要な間接経費並びに謝金、旅費、備品及び消耗品等の直接的経費の負担については、予め契約時に定めるものとする。

(実施及び結果報告)

**第9条** 研究総括者は、共同研究終了後速やかに研究の精算報告書及び成果報告書を、センター長を経て学長に提出するものとする。

(庶務)

**第10条** 共同研究に係る本学の庶務は、研究推進課がこれにあたる。

(準用規定)

**第11条** この規程に定めるもののほか、本学が取り扱う共同研究経費の使用手続等については、本学委託研究経費事務取扱要領を準用する。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成14年5月2日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。